

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象

「株式会社ホーホウ」の令和5年度の次の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行及び商工観光課の当該指定管理に係る事務の執行について監査を行った。

対象施設：関係人口交流拠点施設

指定管理委託料：30,000,000円（令和5年度）

2 監査の実施日

令和7年5月2日から令和7年8月7日まで

3 実施した監査手続

「株式会社ホーホウ」の上記指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、同社から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳票突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、商工観光課の上記指定管理業務に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 関係人口交流施設拠点施設の指定管理業務の概要

(1) 管理運営に関する業務

- ①拠点施設の利用に関する業務
- ②情報発信に関する業務
- ③拠点施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④運営計画の策定及び事業報告に関する業務
- ⑤地域や市民活動団体等の連携に関する業務
- ⑥その他の業務

(2) 創業支援に関する業務

- ①創業イベント等の実施に関する業務
- ②創業セミナーの実施に関する業務
- ③空き家等利活用ワークショップの実施に関する業務
- ④創業支援マネージャーによる相談支援業務
- ⑤外部メンターによる相談支援業務
- ⑥関係機関連絡協議会の運営に関する業務
- ⑦事業計画の策定及び事業報告に関する業務

(3) 指定管理者が実施する自主事業

2 監査の結果

(1) 団体に対する事項

- ① 基本協定書第 17 条では、指定管理者は、事前に市の承認を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることが能够こととなっているが、指定管理者が、警備業務等の管理運営業務委託について、市の承認を得ている証跡がなかった。
- ② 基本協定書第 21 条第 2 項では、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、市と協議をしなければならないとなっているが、令和 5 年度の決算では、予算額に対して、決算額が乖離している費目があるにもかかわらず、予算額の変更協議を市とした証跡がなかった。
- ③ 提出資料によると口座 A と口座 B という 2 つの口座が確認できるが、管理運営等業務仕様書「6 指定管理運営費用 (5) 管理口座と区分会計」によると「拠点施設の管理運営業務に関わる収入及び支出」、「創業支援業務に関わる収入及び支出」及び「指定管理者となる団体の収入及び支出」は、完全に区分し、独立した口座で管理する、となっているが、口座 A には、管理運営業務に係る出入金、創業支援業務の出入金及び自主事業の出入金が混在していた。

(2) 団体及び所管課に対する事項

基本協定書第 21 条第 1 項では、指定管理者は、毎年度 11 月末までに翌年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、市の承認を得なければならぬこととなっているが、令和 5 年度の事業計画書及び収支予算は、令和 5 年 3 月 8 日付けとなっており、11 月末までに提出されていなかった。

なお、指定管理期間が令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなっていることから、令和 5 年度の事業計画書等は、指定管理が開始してから 2 か月後に提出することになり、当該期日までの提出が困難であったことも推測されるが、当時の担当課から当該提出時期について、何ら指示はされていなかった。

また、担当課は、提出された事業計画書及び収支予算書に対し、承認の手続を行っていなかった。